

令和3年度（一社）岐阜県観光連盟推奨観光土産品審査要領

1 審査の申請について

(1) 審査の申請

（一社）岐阜県観光連盟の会員であって、観光土産品の製造販売を行っている者とする。
ただし、会員以外で推奨を受けようとする者は、当連盟に加入することを条件として申請することができる。

※新規に加入される方には、会員加入申込書と、会費の納付書を送付いたしますので、指定した期限までに納めてください。

(2) 対象となる土産品

申請されます商品にあつては、「2 審査基準」に適合している土産品であること。
また、申請にあたっては、以下の事項に留意してください。

- ・商品の包装等に記載される商品名、キャッチコピーやイラスト、写真等は、不当景品類及び不当表示防止法を遵守し、根拠を持ったものとして下さい。
（例：「日本一」「最高級」「名産」「特産」「名物」「飛騨産など特定の地名を入れたもの」など）
- ・食品衛生法、農林物資の規格化等に関する法律、及び食品表示法に基づいた「一括表示」や「原料産地表示」など法令に遵守したものとして下さい。

(3) 申請土産品数

制限しない。

(4) 審査手数料

区 分	審 査 料
①新規申請の場合 (推奨期間が過ぎている場合を含む。)	1品目 7,560円 2品目から 3,250円 ただし 他に推奨を受けている場合 1品ごとに 3,250円
②継続申請の場合	1品ごとに 3,250円

審査手数料の計算（例）

○新規申請で3品申請する場合

1品目は7,560円、2品目から3,250円なので…

7,560	×	1	=	7,560円
3,250	×	2	=	6,500円
審査手数料	=	合計		<u>14,060円</u>

○継続申請及び他に推奨を受けている場合

1品ごとに3,250円なので…

審査手数料 = 3,250円 × 申請品数

(5) 申請方法

①審査スケジュール（予定）

申請内容	月日	提出等について
【１】 新規・継続 申請	10月20日 まで	◆観光連盟に下記の２点をご提出下さい。 ①審査申請書（様式１）・・・・・・・・・・１事業者１部 ②観光土産品説明書（様式２）・・・・１品ごとに１部 ※同一商品であっても、価格、内容量、包装の絵柄、デザイン、 名称等が異なる場合は、別個の商品とみなしますので、それぞ れに申請手続きが必要となります。
※申請されたい方は先ずは【１】新規・継続申請を10月20日までに行ってください。 【２】以降のスケジュールは適宜、観光連盟より連絡いたします。		
【２】 審査手数料 の納入	11月30日 まで （予定）	◆観光連盟の規程に定める審査手数料を請求いたします。 ※請求書は申請手続後の11月中に送付いたします。 納入期限までに納付がない場合は、申請はなかったものとして 取り扱います。
【３】 申請した商 品のご送付	12月6日 から 12月10日 まで （予定）	◆審査会用に申請した商品を観光連盟にご提出下さい。 ①申請した商品・・・・・・・・・・１～２品 ※申請商品の提出については別途通知しますが、その際には販 売時と同様の仕様によりご提出してください。 また、審査会では審査員による試食を行うため、食品、飲料な どは審査後に返却はできません。
	賞味期限が 短いもの	※審査会を12月14日（火）15日（水）の２日間で実施いたします。 賞味期限が短く、上記の送付期間で送付が不可能なものは、 12月13日（月）に送付下さい。
景表法の 確認	12月14日	県庁の所管課による不当景品類及び不当表示防止法（景表法）の 確認をいたします。
Web 用商品 撮影	12月14日	観光連盟 Web サイト「ぎふの旅ガイド」の掲載用写真を当方にて 撮影します。
審査会	12月15日	◆観光連盟が任命した有識者等による審査会を行います。 申請者に来て頂く必要はありません。

※実施月日等は変更する場合がございます。

- ②提出書類
- ・審査申請書（様式1）・・・・・・・・・・1事業者1部
 - ・観光土産品説明書（様式2）・・・・・・・・・・1品ごとに1部

③提出方法 令和3年10月20日（水）までに必着のこと。

(6) 審査会

開催予定日 令和3年12月15日（水）

2 審査基準

審査は（一社）岐阜県観光連盟推奨観光土産品規程にかかる次の事項の他、不当景品類及び不当表示防止法、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律及び、食品表示法に基づいて行うこととします。

【基準】	一	郷土色が豊かであること。
	二	品質が優れていること。
	三	価格が適正であること。
	四	意匠、包装が優れていること。
	五	ある程度の保存ができること。
	六	表示と内容が一致していること。
	七	その他会長が必要と認める事項。

3 申請先・お問合せ先

〒500-8384

岐阜市薮田南5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎4階

一般社団法人 岐阜県観光連盟 （担当：野村）

TEL：058-275-1480